

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年3月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界（広域）安全かつ効果的・効率的な地雷・不発弾対策の実施に向けた能力強化研修に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界（広域）安全かつ効果的・効率的な地雷・不
発弾対策の実施に向けた能力強化研修に係る情報収
集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00958

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年3月18日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）安全かつ効果的・効率的な地雷・不発弾対策の実施に向けた能力強化研修に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年3月24日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年3月25日 12時まで
3	質問への回答	2026年3月30日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年4月3日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年4月16日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）
に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法
人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等
契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され
る手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/m2fhEz5bFP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていま
す。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

地雷・不発弾は一般市民の生命・生活を脅かし、社会・経済インフラの整備や復旧・復興を阻害する。紛争中及び紛争直後には迅速な除去活動が求められる一方、地雷・不発弾の調査・探査・除去には長期間を要するため、国連 PKO 等による緊急対応のみでは不十分であり、多くの被害国では中長期的な取組が不可欠となっている。

このため、地雷・不発弾対策においては、被害国における人材及び組織の能力強化が重要である。被害国政府の地雷対策機関が対策を安全かつ効果的・効率的に実施するためには、組織運営能力、技術力、人材育成等を包括的に強化する協力が求められる。地雷・不発弾被害国の政府組織であるカンボジア地雷対策センター（Cambodian Mine Action Centre、以下「CMAC」）は、自国での対策経験を通じて蓄積した知見を活用し、他の政府地雷対策機関への知見共有を行ってきた実績を有する。一方、日本は、平和な国づくりや戦後・災害後復興の経験、平和教育に関する沖縄の取組やそれを被害国と共有した実績に基づく知見を有する。復興期の地方自治体の役割の重要性に関する実践的な知見に加え、長年にわたる不発弾探査の実績を背景とした本邦企業や教育機関による科学技術の活用事例が蓄積されている。これらを踏まえ、双方の知見を組み合わせることで、より実効性の高い研修・技術の創出を図る「共創」が可能となり、現地ニーズに即した技術の適用や開発を通じて、本邦企業の海外展開や国際競争力強化につながる「還流」効果も期待される。

他方、被害国政府の多くは地雷対策機関を設置しており、アジアでは CMAC、欧州ではクロアチア地雷対策センター（Croatia Mine Action Centre、以下「CROMAC」）傘下の試験・開発・訓練センター（Centre for Testing, Development and Training、以下「HCR-CTRO」）が、自国の対策のみならず周辺国に対する知見共有や研修を行ってきた。特に CROMAC・HCR-CTRO は、国際基準（IMAS）に基づく機材試験・評価を独立採算で実施する先進的な地域拠点として機能している。こうした地域拠点機関の知見や実践的経験は、国際協力を強化する CMAC のみならず、将来的に地域拠点となり得るアフリカ、中東、中南米等の他地域の機関にとっても有益である。拠点機関同士の知見共有は、相互の強みや課題を認識し、組織能力及び協力体制の強化に資する。

以上を踏まえ、本邦及び第三国において地雷対策機関間の学びや知見共有を促進することは、各国の地雷対策機関の組織能力強化を相互補完的に推進する上で重要である。本調査では、効果的な研修協力の可能性を検討するため、地雷・不発弾対策分野に関係する機関との連携のあり方や研修内容に対するニーズを整理・分析することを目的とする。

第2条 調査の目的と範囲

1. 調査の目的

本調査は、地雷・不発弾対策に取り組む各国政府の地雷対策機関を対象に、組織・体制の強化及び周辺諸国の拠点としての機能強化を目的として、課題別研修や第三国研修等のプログラム内容を含めた能力強化に関する研修の実施可能性を検討するために必要な情報を収集し、整理・分析を行うことを目的とする。具体的には、地雷対策機関を本邦及び現地セミナーに招へいし、組織運営や事業実施に関する実証的な研修を通じて、JICAによる地雷・不発弾対策の研修支援の可能性を検討する。

2. 調査対象地域

- ・ 本調査の対象は、アフリカ、中東、東南アジア・大洋州及び中南米を対象とし、本邦招へい・現地セミナーの被招へい者・参加者は、以下の国の地雷対策機関の関係者を想定している。
 - 本邦招へい：スーダン、セネガル、ベナン、東ティモール、ソロモン、レバノン、シリア、イエメン等
 - 現地セミナー：カンボジア、コロンビア、エチオピア、ベナン、レバノン等
- ・ 具体的な調査対象国は、計画段階で JICA 関係部署と協議して確定する。

第3条 調査実施方針及び留意事項

1. 調査方針

本調査の手法は、国内調査では関連資料のレビューやオンラインによる情報収集を行い、現地調査では地雷対策機関や関係機関（ドナー、NGO、研修実施団体等）との協議や研修を通じて必要な情報を収集することを想定している。

(1) 情報収集・整理・分析

① 本邦研修に関連する国内リソースの整理・研修プログラム案の策定

- ・ 協力対象となり得る各国政府地雷対策機関の基礎情報（組織体制、予算規模、人員構成、活動内容、周辺国への支援実績等）を収集・整理する。
- ・ 米国、豪州、欧州諸国等の他援助国・他機関による関連支援に関する動向情報を収集・整理・分析する。
- ・ 平和構築分野（地雷・不発弾対策に係る被害国の能力強化、復興後における官民連携及び住民協働による地域社会再建、平和教育等）において日本が提供可能な経験・知見を収集・整理・分析する。その上で、協力対象となりうる各国の地雷対策機関に有用な研修テーマ、地方自治体・視察地等の研修リソースを提案する。
- ・ 不発弾探査に関する日本の長年の取組、本邦企業・研究機関等が提供可能な技術に関する情報を収集・整理・分析する。また、本邦企業・教育機関と地雷被害国関係者間の情報共有やネットワーキングを図る機会提供の可能性を検討する。
- ・ 被害国政府による安全かつ効果的・効率的な地雷・不発弾対策の推進に資することを目的として、政策・制度設計、関係機関間の役割分担、情報管理、調達・品質管理、官民連携及び住民参加型の協働モデル等（ソーシャル・イノベーション）に関する国内事例を収集・整理し、被害国政府が政策形成や制度強化等に活

用可能な研修テーマとして体系化する。その他関連分野の本邦研修事業展開に必要な情報収集・整理・分析を行う。

- ・ 上記を踏まえた実証研修プログラム案を策定する。

② 地雷・不発弾対策に係る地域拠点組織を対象とする現地セミナー案の策定

- ・ 周辺地域に対して研修を実施している地雷対策機関を対象に、組織体制や取組内容に関する情報を収集・整理・分析する。
- ・ 周辺地域のニーズを踏まえ、地域拠点としての役割や本邦以外での現地セミナープログラム内容の構成要素（テーマ・講義内容・視察等）を整理する。
- ・ 周辺国向け研修を実施する機関のうち、CROMAC・HCR-CTROが実施する機材試験・認証制度等について、他地域拠点が参考とし得る観点から、制度内容や必要なインフラ・人員体制等を整理する。
- ・ その他、関連分野の研修事業展開に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

(2) 実証研修（本邦招へい、現地セミナー）を通じた協力アプローチの検証

① 本邦招へい（沖縄・東北）

- ・ CMACの参加のもと、政府地雷対策機関を対象に、地雷・不発弾対策の被害国自身の能力強化（National Capacity強化）を目的とした実証研修プログラムを実施する。
- ・ 沖縄では、不発弾対策の政策・取組み、自治体の役割、現場での活動と共に、平和教育や博物館を通じた平和継承の取組を学び、東北では、復興後における官民連携及び住民協働による地域社会再建の取組等を学ぶ。併せて、CMACから地雷対策機関としての経験に基づく知見共有を行う。
- ・ 招へい機関の対象は、国内体制が十分に整備されていないものの、National Capacity強化への関心と必要性が認識されている政府地雷対策機関を想定とする。

② 現地セミナー（候補：クロアチア）

- ・ 周辺国の技術・認証機関としても実績を有するCROMAC・HCR-CTRO、及び地域ハブとしての機能強化を進めるCMACとともに、地域拠点に求められる組織運営能力、技術力、認証・品質管理体制等に関する知見を共有する。
- ・ 地域拠点としての可能性を有する政府地雷対策機関の組織状況や課題を整理・把握した上で、地域拠点としての組織能力強化を目的とする研修プログラムを形成する。
- ・ セミナー参加機関の対象は、地雷対策分野において地域拠点としての地位が確立しつつある、または将来的にその可能性を有する政府地雷対策機関とする。
- ・ 一部の政府地雷対策機関に対しては、過去に単発的な研修を実施した実績や、他案件での取組予定を踏まえ、今後の計画につながる内容とする。
- ・ 研修の実施前後及び期間中に、各国地雷対策機関から必要な情報収集を行う。

(3) 地雷・不発弾に係る研修課題整理・プログラムの提案

- ・ 上記調査を踏まえ、当該分野のニーズに基づいた国内・現地リソースを整理するとともに、JICAでの検討の参考として研修プログラム案を提示する。併せて、実施体制や留意点に関する分析等も行う。
- ・ 今後の展望として、将来的な課題別研修において、戦後・災害後復興に関する日本の経験・知見、ならびに地雷・不発弾被害国としてのカンボジアの長年の知見

を共有することが、各国政府の地雷対策機関にどのような効果を創出し得るのかを整理するとともに、その効果を最大化するための課題を整理する。

2. 留意事項

(1) 招へい・現地セミナーの対象国及び被招へい者・参加者の選定

既存の公開資料や国際機関・政府機関等の情報に基づき、地雷等の利用を含む武力的紛争の継続有無に関わらず、各国における人道的地雷・不発弾対策のニーズ、地雷対策機関の活動状況、政府機関が軍事的地雷・不発弾除去とは区別された人道的地雷・不発弾対策のための実施体制やオペレーションを明確に有しているか等の観点から情報を収集し、対象国を確定させる。その後、各国の政治体制や紛争状況、現地で調査・活動上のリスク等を踏まえ、実際に招へい・現地セミナーの対象国とする国の確定や被招へい者・参加者の選定方法については、JICA 平和構築室と協議の上、慎重に判断する。

(2) 政府地雷対策機関の実施体制の明確化（国防省等との関係性・軍籍含む関係者の有無等）

想定対象国の中には紛争下にあり、戦況への留意が必要な国も含まれる。また、多くの国では、政府の地雷対策機関が国防省の内部や傘下組織として位置づけられている。そのため、対象国の地雷対策機関が人道的地雷除去を目的とした活動を実施できる政策・体制が整理されていることを事前に把握した上で調査を進める必要がある。また、軍事的利用回避原則に基づき、受注者は調査対象機関の人道的地雷除去の実施体制を事前に明確化し、必要に応じて、JICA が同情報を外務省に報告し、当該機関を招へい等の対象に含めて問題がないかどうかを確認する必要がある。このため、受注者は対象国候補の政府地雷対策機関の実施体制を把握した上で、調査計画を提出する。

(3) 歴史的背景

東南アジア・大洋州地域では、第二次世界大戦に起因する不発弾処理も対象となるため、歴史的背景や戦後処理に関する政策を踏まえる必要がある。また、米国や豪州など、同分野で活動する他の援助国・援助機関の取組みや動向についてもオンラインによる面談等を通じて把握することが求められる。

(4) 本邦招へいプログラム・既存リソース活用

本邦招へいプログラムについては、まず受注者が素案を作成する。実施に際しては、JICA 国内拠点（沖縄・東北）が有する既存の研修関連リソースを効果的に活用することが求められる。特に、JICA 沖縄センター及び JICA 東北センターが保有する平和構築分野における研修機能・施設・ネットワーク等を組み込むことが望ましい。なお、最終的なプログラムの策定、地雷対策機関や関係機関（ドナー、NGO、研修実施団体等）との調整等は、JICA 本部・国内拠点と確認の上、実施すること。

(5) 共創・還流の視点の明示と具体化

本邦招へい等の企画・運営に際しては、被害国に蓄積された実践知と、日本側の科学技術・復興／平和教育等の知見を組み合わせる「共創」の視点を明示し、研修の企画に具体的に反映させること。あわせて、国内の企業・研究機関等の科学技術を本邦

招へいプログラムの一部として紹介し、本邦企業・研究機関等の国際展開の促進につながる道筋（還流）を提案に含めることが望ましい。

（６） ソーシャル・イノベーションに関する検討

地雷・不発弾対策の持続性を確保するうえでは、除去作業のみならず、除去後の土地の利活用や地域社会を巻き込んだ取組を組み合わせていることが求められている。こうした地域主体の協働アプローチを、将来的な課題別研修や第三国研修における要素として検討していく方針である。このため、まずは国内における官民連携や住民参加型の協働モデル（ソーシャル・イノベーション）に関する事例・手法を収集・整理した上で、被害国における適用可能性、導入に必要な前提条件、研修内容との整合性等を検討し、提案内容に反映させること。

（７） 現地セミナー場所・実施体制・方法

現地セミナーの開催場所としては、現時点ではクロアチア地雷対策センター（Croatia Mine Action Centre、以下「CROMAC」）及び同機関傘下の試験・開発・訓練センター（Centre for Testing, Development and Training、以下「HCR-CTRO」）を想定しているが、クロアチアにはJICA事務所がないため、受注者側にて同機関とロジ面の調整を行う（例：同機関との施設利用に係る契約締結や現地での交渉・調整等）。セミナーは同機関に加え、JICA 国際協力専門員等による現地支援を行うことも想定するため、時期・セミナー内容はJICA 本部とも調整して決定する。

（８） 関係機関（ドナー、NGO、研修実施団体等）との連携

JICA は、地雷・不発弾対策分野において、CMAC への支援を実施し、CMAC を通じた他国の地雷対策機関への協力も行ってきた。また、対アフリカにおいて、TICAD9 にて「アフリカ地雷対策プラットフォーム」を立ち上げ、JICA、CMAC 及び国連地雷対策サービス部（UNMAS）とのネットワークを通じて、「実践的な知識・情報共有」「ネクサス（連携）」「資源動員」の促進を図り、被害国自身による地雷対策の「オーナーシップ」と「能力」の向上を目指す取り組みを進めている。こうしたJICA の過去の協力実績や今後の協力方針を十分に踏まえた上で、本邦招へい及び現地セミナーのプログラム策定を行う。

第4条 調査の内容

上記の「第3条 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の想定フローより構成される調査を実施する。

主な調査項目は、以下のとおり。

（１） 準備調査

① インセプション・レポート策定・提出

- ・ 国内・国外でヒアリングを行う同分野に係る機関の整理、現地調査の調査手法及び調査対象国の検討を行い、調査計画（案）（和文、英語・要約文）（質問票含む）、及びファイナルレポートの目次（案）を作成する。

（２） 現地セミナー実施（地域拠点機関への組織能力強化セミナー）

① プログラム策定・事前協議

- ・ 過去の第三国研修等の実績を踏まえ、CMAC 及び対象拠点機関のニーズを確認の上、JICA 関係部署・事務所と協議し、研修計画（プログラム案、協議先、人選等）を策定する。
 - ② **現地事前準備**
 - ・ 事前に協議・合意をした上で、CROMAC・HCR-CTRO 施設を訪問し、関係者とセミナー準備確認を行う。
 - ③ **参加者の選定・渡航支援**
 - ・ JICA 関係部署と連携して実施する。
 - ④ **現地セミナー実施²**
 - ・ CROMAC・HCR-CTRO 及び CMAC 等と協力し、政府地雷対策機関を対象に、地域拠点化に必要な能力強化を目的としたセミナーを実施する [5 日間（移動日を含まない）。被害国の研修部門長、技術開発部門長等 10 名程度の参加を想定]。
 - ・ セミナー期間中、受注者は組織体制・能力に関する詳細な情報を収集・整理する。
 - ・ セミナー終了後、面談記録・セミナー報告書（和文のみ）を作成し、JICA 関係部署・事務所に報告をする。
- (3) **本邦招へい実施（試行的課題別研修の実証調査）³**
- ① **プログラム案策定・事前協議**
 - ・ JICA 沖縄・東北センターにおける平和構築分野の本邦研修の実績を踏まえ、地雷対策機関等と協議の上、JICA 関係部署・事務所と協議し、本邦招へい（プログラム案、協議先、人選等）を計画する。
 - ② **現地事前準備**
 - ・ JICA 国内機関及び関連リソース機関を確認し、本邦招へいのプログラムを最終化する。
 - ③ **被招へい者の選定・渡航支援**
 - ・ JICA 関係部署及び研修業務の関係機関と連携して実施する。
 - ④ **本邦招へい実施（2027 年 1 月想定）**
 - ・ JICA 沖縄センター・東北センターにて本邦招へいを実施する [13 日間程度（来日期間／国内移動日を含む／研修日数は、沖縄 5 日間、東北 2 日間、東京 1 日間を想定）。各国 2 名（準高官・一般）、CMAC より 2 名の計 18 名程度の参加を想定]。
- (4) **ファイナルレポート（案）策定・提出**
- ① **ファイナルレポート（案）の策定**
 - ・ 国内・現地調査の結果を統合・分析をし、安全かつ効果的・効率的な地雷・不発弾対策に向けた必要な課題別研修及び第三国研修の今後の展望を整理する。
 - ・ ニーズ及びリソースを踏まえ、提供可能な研修プログラム案を提案する。
 - ② **最終報告・協議**
 - ・ JICA 関係部署・事務所に対し、ファイナルレポートを発表する。
 - ・ 確認・協議を経て、ファイナルレポート（和文正本、英語要約）を最終化する。

² 現地セミナーのプログラム（目的、テーマ、研修内容・研修手法等）について、プロポーザルで具体的に提案してください。

³ 本邦招へいプログラム（目的、テーマ、研修受入機関、研修内容・研修手法等）について、プロポーザルで具体的に提案してください。

第5条 報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。提出期限は契約履行期間の末日とする。

	報告書等	提出期限	言語	提出方式
1	インセプション・レポート	契約締結後10営業日以内	和文（全文）、 英語（要約）	電子データ
2	面談記録及び現地調査報告書（現地セミナー含む）	現地調査後2週間以内	和文のみ	電子データ
3	ドラフト・ファイナルレポート	招へい実施後2週間以内	和文のみ	電子データ
4	ファイナルレポート	契約履行期限末日	和文（全文）、 英語（要約）	電子データ

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地セミナーのプログラム概要及び実施手法	第4条 調査の内容(2)現地セミナー実施④現地セミナーの実施
2	本邦招へいプログラム概要及び実施手法	第4条 調査の内容(3)本邦招へい実施④本邦招へいの実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：地雷・不発弾対策の国内外の研修計画・実施に係る諸業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年6月～2027年2月

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途
約10.84人月

本邦招へいに関する業務人月3.35を含む（本経費は定額計上に含まれる）。
なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数 の目途 延べ7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

(4) 配付資料／公開資料等

- 1) 公開資料

- JICA グローバル・アジェンダ平和構築・JICA クラスター事業戦略「地雷・不発弾対策」（日）：
https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/_icsFiles/afieldfile/2025/01/23/mineaction_jp.pdf
- JICA 地雷・不発弾対策パンフレット（日）：[MApanfJP.pdf](#)
- Clearing the Mines 2025:
https://www.mineactionreview.org/assets/downloads/Clearing_the_Mines_2025.pdf
- The Shem Reap-Angkor Action Plan (SRAAP):
[Mine_Action_Review_SRAAP_Results_of_2025_monitoring_relating_to_survey_and_clearance_.pdf](#)
- Landmine Monitor 2025:
the-monitor.org/reports/landmine-monitor

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（フランス語等各国公用語⇄英語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、現地大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICA と常時連絡が取れる体制とし、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参

照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案

することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

36,759,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（20,659,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地セミナー参加者旅費	「第2章 特記仕様書案 第4条調査の内容(2)現地セミナー実施」	8,500,000円	10名分：2名×5カ国（カンボジア、コロンビア、レバノン、エチオピア、ベナン）航空券、日当宿泊費、旅行保険料、査証代等	旅費

2	本邦招へいにかかる経費	「第2章 特記仕様書案 第4条調査の内容(3)本邦招へい実施」	12,159,000円	報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.65人月X2名、4号0.65人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,503,000円)	報酬、国内業務費
---	-------------	---------------------------------	-------------	--	----------

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)